

## 新型コロナウイルス感染症関連情報（林野庁）

### ○8月1日以降におけるイベント等の開催制限等について

緊急事態宣言解除後、イベント等の開催制限等については、基本的対処方針に基づき段階的な緩和が行われてきたところです。

8月1日以降、人数上限が撤廃される予定でしたが、7月23日、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長から、8月1日～8月末までの間、5,000人（室内外とも）の人数制限を維持すること等の留意事項が示されました。

（9月1日以降については、改めて示される予定です。）

また、イベント開催におかれましては、以下にご留意いただきますようお願いいたします。

- （1）基本的な感染防止策の徹底。
- （2）全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるようなイベントの開催に当たっては、都道府県に対し、主催者又は施設管理者から事前に相談すること。

### ○新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の措置について

新型コロナウイルス感染症防止等の影響により休業した中小企業の労働者のうち、休業中に賃金を受けることができなかつた方に対して申請により支援金・給付金が支給されます。

#### 【助成金額】

休業前賃金の8割(上限11,000円/日)

#### 【対象期間】

令和2年4月1日から9月30日まで

#### 【対象者】

事業種の指示を受けて休業(休業手当の支払いなし)した中小企業の労働者